

第4節 都市における緑と水辺のネットワークづくり

◎ 現況と課題

都市においては、地表の多くがコンクリートやアスファルトで覆われ、ビルが立ち並ぶなど、生物の生存の基盤となる土壌の露出が限定されています。

このような中で、都市の緑や水辺は、身近なうるおいとやすらぎを与える場としてだけではなく、レクリエーションや防災などの機能を果たすほか、大気浄化や都市特有のヒートアイランド※現象の緩和、野生生物の生息・生育空間の確保による生物多様性※の保全など、大きな役割を担っています。

千葉県は、森林などを含めた緑地の地域的な偏りが著しく、東葛飾・千葉地域など、急速に都市化が進行した地域においては、森林や農地から宅地等への転換が大規模に進んだ結果、緑が非常に少なくなっています。

このため、本県においては、特別緑地保全地区※等の指定や住民との合意による緑地協定※の締結などにより都市部に残された貴重な緑地の保全を図るとともに、都市公園の整備や一定規模以上の工場等との緑化協定※の締結などにより新たな緑の空間の創出に努めてきました。

しかしながら、都市地域全体としての緑地は、全国と比べると依然として少ない状況にあります。

また、都市の水辺環境をみると、その河川や海岸の多くは、生活排水による水質の汚濁や防災のための護岸整備等により、県民の生活から遠い存在になってしまいました。

下水道の整備などにより水質の改善が進んだことや海岸・河川等の親水性向上、再自然化の推進等の取組により、失われていた生活空間としての役割を回復してきているものもありますが、まだ、一部に留まっている状況です。

身近な生活環境での緑や水とのふれあいを求める県民の意識が高まる中で、都市の緑地や都市の水辺空間の保全・整備などを引き続き進めていかなければなりません。

さらに、これらの都市の緑や水辺空間がただ点として存在するのではなく、それらがビオトープ※として機能を果たし、都市近郊の森林等の自然環境と線・面として結ばれる「緑と水辺のネットワークづくり★」を推進していくことが重要です。

★鳥や昆虫、動物たちが緑地や水辺などを伝わって移動することができるように、点在する生物生息空間を結んでいくことは、野生生物の生息・生育を持続させていくうえで重要です。

図 2-5 都市計画区域内人口一人当たり都市公園面積の推移

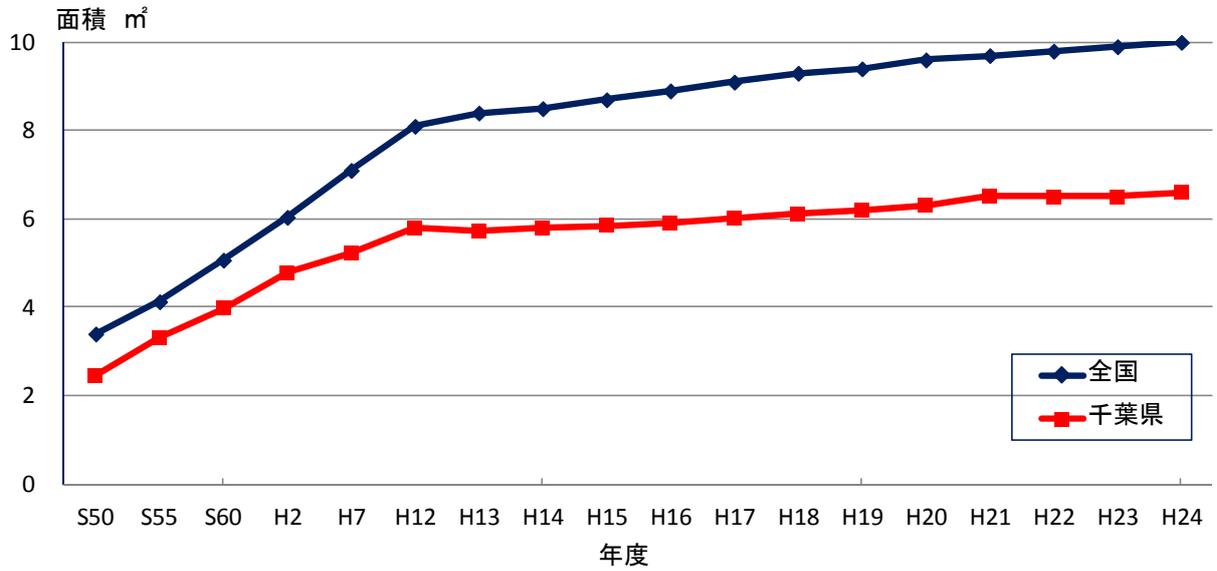
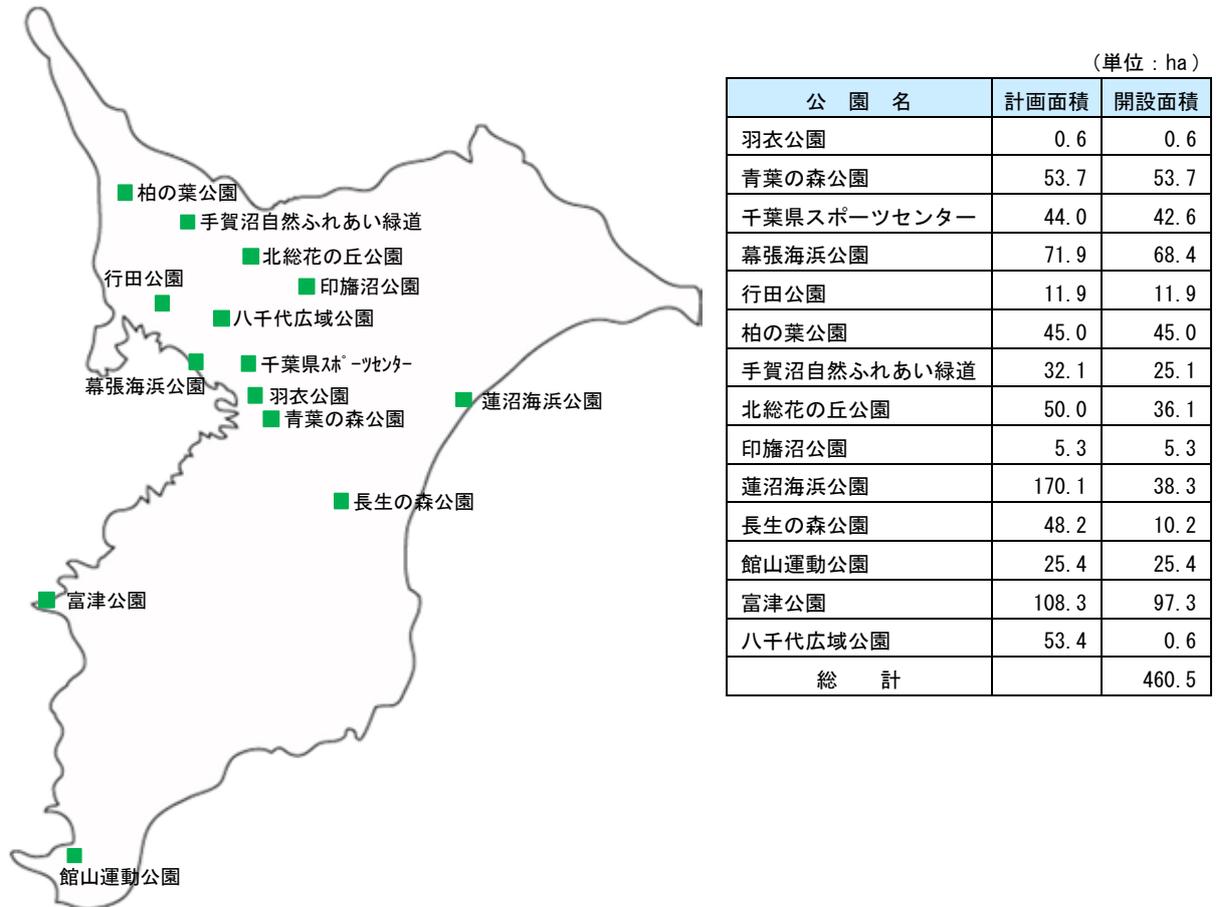


図 2-6 県立都市公園の配置及び面積（開設しているもの 平成 25 年度末現在）



◎ 目指す環境の姿

多様な主体の参加のもとで、うるおいとやすらぎのある都市環境づくりが進められ、多くの人々が身近な緑や水辺に親しんでいます。

◎ みんなの行動指針

県民 (家庭)	<ul style="list-style-type: none"> ○日頃から野外活動を楽しみます。 ・身近な自然から季節の変化を感じ、生物とのふれあいを大切にします。 ・身近な公園や水辺等で開催される自然観察会に参加します。 ・公園等を利用する際には、ごみの持ち帰りを徹底するなどルールを守ります。 ・市民農園などを積極的に利用します。 ○庭やベランダなどの緑化を実施します。 ○地域で行われている緑化活動、水辺の保全活動に参加します。
市民活動 団体	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な緑化活動、水辺の保全活動に継続して取り組みます。 ○自然観察会等を実施します。 ○行政が行う河川等の整備に当たっては、専門知識を生かして多自然川づくり※に向けた提言を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所内の緑化を実施します。 ○地域で行われる身近な緑化活動に積極的に参加・協力します。 ○市民農園などを開設し、農作業体験の場を提供します。
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ○緑や水辺に親しみ、生物とふれあう体験活動を充実します。
市町村・県 (共通するもの)	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な自然を体験し、理解してもらう機会を作ります。 ○都市緑化を推進するため、都市公園の整備、公共施設の屋上、敷地等の緑化などを実施します。 ○多自然川づくりなど生物に配慮した水辺空間の整備を進めます。 ○自然に対する理解を深めるため、指導者になる人材の育成に取り組みます。
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園や街路樹など、住民に身近な緑や水辺の整備を進めます。 ○地域に密着した緑化活動等を推進します
県	<ul style="list-style-type: none"> ○県全域を対象とした広域的な観点から、緑とオープンスペースの配置を進めます。 ○市町村とも連携し、県民や事業者が参加する緑化活動や水辺環境保全の仕組みづくりを行います。

◎ 県の施策展開

1. 都市の緑化対策【自然保護課・公園緑地課・農林水産部関係各課】

(1) 緑の空間の創造

- ・ 県立公園の整備に当たっては、現況地形を活かした造成をするなど、自然環境の保全に配慮します。また、県民や市民活動団体の参画を得ることにより、県民の満足度の高い県立公園の整備と管理を行います。
- ・ 県が管理する学校などの公共施設の緑化やビオトープの整備を推進します。
- ・ 市町村による都市公園の整備を促進するとともに、市町村との連携により、緑化地域制度や緑地協定制度の活用を図るなど、市街地の緑やビオトープの保全・創出を図ります。
- ・ 土地の確保の困難な都市空間での緑化を進めるため、市町村と連携し屋上緑化や壁面緑化の普及・促進を図ります。
- ・ 一定規模以上の工場等と緑化協定を締結することにより、緑地を確保します。

(2) 緑化意識の高揚

- ・ 緑化意識の普及啓発を行うことにより、地域の緑化活動への積極的な参加を促進します。
- ・ 公園等都市部の緑地を活用した自然観察会の開催など、自然とふれあう機会の充実を図ります。

(3) 都市地域の農地の活用

- ・ 生産緑地※など都市における農地の適正な保全を図ります。
- ・ 市民農園等における農作業の実体験などを通じて生産者と消費者の相互理解を深めます。

2. 水辺空間の形成【自然保護課・県土整備部関係各課】

(1) うるおいのある水辺空間の整備

- ・河川整備に当たっては、地域住民の意見を反映し、生物の生息環境や周辺の自然環境に十分配慮しながら、親水性に富んだ施設の整備に努めます。

(2) 河川等の水辺空間の美化意識の啓発

- ・県民の河川等の水辺空間に対する理解や関心を高めるために、啓発や美化活動を行うなど、河川愛護意識の醸成及び河川美化の推進を図ります。



河川再生事業で多自然川づくりが行われた松戸市の坂川では、生物が住みやすい環境を取り戻しました。



親水整備により水辺に近づきやすくなり、平成 18 年から毎年 8 月には河畔を使った坂川献灯まつりが催されています。

3. 緑と水辺のネットワークづくり【自然保護課・県土整備部関係各課】

- ・緑と水辺のネットワークづくりを推進するため、市町村が行う「緑の基本計画」※の策定を支援します。このことにより、生物がその生息空間であるビオトープの間を往き来できる連続性を確保します。
- ・河川等の既存の自然環境を活用するとともに、道路、護岸等に生物の移動に配慮した構造等を取り入れることなど野生生物の生息・生育環境の連続性を確保します。

◎ 計画の進捗を表す指標

項目名	現況（基準年度）	目標（目標年度）
1人当たり都市公園面積 〈都市計画区域人口〉	6.02 m ² /人 (平成 17 年度) 〔参考〕全国 9.1 m ² /人 (平成 17 年度)	全国平均値に近づけます。 (平成 30 年度)